

警報等発令時における訓練の取扱いについて

1 アビリティコースの取扱い

(1) 当日の訓練を中止する場合

当日において、次の①又は②に該当する場合、原則として、当日の訓練を中止します。

- ①宮崎県北部平野部の延岡・日向地区に『大雨危険警報（レベル4）以上の警報』が発令されている場合
- ②延岡市土々呂町6丁目又は櫛津町において『避難指示』が発令されている場合

(2) 当日の午前中の訓練を中止する場合

当日の午前7時の時点において、次の①に該当する場合、原則として、当日の1時限目から3時限目までの訓練を中止します。

- ①宮崎県北部平野部の延岡・日向地区に「暴風警報」と併せて「大雨警報（レベル3）」が発令されている場合

(3) 当日の午後の訓練を中止する場合

当日の午前11時の時点において、上記（2）の①に該当する場合、原則として、当日の4時限目以降の訓練を中止します。

(4) 上記（1）から（3）以外に訓練を中止する場合

気象警報又は避難情報等の発令状況等に応じて、交通機関の運行状況、河川氾濫や高潮等による道路状況その他周辺環境を考慮した上で、訓練を中止する場合があります。

■災害等における対応について

午前7時以降の通所時に対象警報が発令された場合は、次のとおりとします。

1. 通所前に対象となる気象警報又は避難情報を知りえた場合は、上記、（1）～（3）に準じます。
2. 通所後（通所途上含む）に対象となる気象警報又は避難情報を知りえた場合は、地域的な状況を鑑みて、各自で安全を第一とし、無理な移動は行わないなど適切に対処してください。（ポリテクセンターへ通所または自宅へ引き返すなど、より、安全な行動をお願いします。）
3. 自然災害への対応は、画一的に対処できない場合があるので、受講生は、交通機関の運行状況のほか、道路冠水、浸水、洪水または土砂崩れなどにより、各自の居住地域において、通所が困難な場合は、危険を冒して通所することなく、その旨を施設（担任等）へ連絡すること。
4. 警報等の確認については、気象庁HP（宮崎県の市町村別の延岡・日向地区の情報）で確認すること。

気象庁HP（宮崎県）



2 能力開発セミナー（以下、セミナーという）の取扱い

（1）昼間に実施するセミナー

原則として、上記1に準じます。

（2）夜間に実施するセミナー

原則として、以下に該当する場合は、当日のセミナーを中止します。

- ・上記1（1）に該当する場合
- ・当日の午後3時の時点において、上記1（2）①に該当する場合

（3）上記（1）及び（2）以外に訓練を中止する場合

原則として、上記1（4）に準じます。

（4）中止した時限の取扱い

原則として、別の日に振り替えて実施するものとします。